

横浜市議会議員補欠選挙（磯子区）の投票日等について

令和3年8月8日付で太田正孝市議（磯子区）が辞職したことにより、本日、市会議長から市選挙管理委員会委員長あて欠員通知がありました。

このことに伴い、市選挙管理委員会において、市議会議員磯子区選挙区補欠選挙の選挙期日等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 横浜市議会議員補欠選挙（磯子区）

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 選挙期日の告示 | 令和3年9月17日（金） |
| (2) 投票日 | 令和3年9月26日（日） |
| (3) 開票日 | 令和3年9月26日（日） |
| (4) 選挙すべき議員の数 | 1人 |

2 立候補予定者説明会

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 日時 | 令和3年9月3日（金）午後3時から |
| (2) 場所 | 磯子区役所7階701・702会議室 |

3 立候補届出の受付

- | | |
|--------|-----------------------------|
| (1) 日時 | 令和3年9月17日（金）午前8時30分から午後5時まで |
| (2) 場所 | 磯子区役所6階601会議室 |

（参考）

市議会議員補欠選挙について

欠員数が選挙区定数の1/6を超える場合には、50日以内に補欠選挙を行います。

※磯子区選挙区定数 4人

<公職選挙法（抜粋）>

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（中略）は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に行う。

（補欠選挙及び増員選挙）

第113条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、（中略）その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至ったときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（中略）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。

（中略）

6 市町村の議会の議員の場合には、（中略）当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）の六分の一を超えるに至ったとき。

お問い合わせ先

選挙管理委員会事務局選挙課長 飯田 啓晶 Tel 045-671-3333